

赤穂市障がい者福祉長期計画体系案(新旧表)

旧		新
赤穂市障がい者福祉プラン（基本法）		第3次赤穂市障がい者福祉プラン（基本法）
基本目標1 障がいに対する理解の促進		基本目標1 障がいに対する理解の促進
(1)障がいや障がいのある人に対する理解の促進		(1)障がいや障がいのある人に対する理解の促進
(2)交流の促進		(2)交流の促進
(3)ボランティア活動の促進		(3)福祉の担い手の育成
基本目標2 日常生活を支える支援		基本目標2 日常生活を支える支援
(1)相談・情報提供体制の充実		(1)相談・情報提供体制の充実
(2)障害福祉サービス等の充実		(2)障害福祉サービス等の充実
(3)経済的な支援		(3)経済的な支援
(4)権利擁護の推進		(4)差別の解消及び権利擁護の推進
基本目標3 一人ひとりに応じた働き方の支援		基本目標3 一人ひとりに応じた働き方の支援
(1)一般就労に向けた支援		(1)一般就労に向けた支援【旧(3)職業相談の充実を統合】
(2)福祉的就労の支援		(2)福祉的就労の支援
(3)職業相談の充実		
基本目標4 ことごとく体を支える保健・医療体制の充実		基本目標4 ことごとく体を支える保健・医療体制の充実
(1)保健サービスの充実		(1)保健サービスの充実
(2)医療サービスの確保		(2)医療・リハビリテーションの充実・確保【旧(3)リハビリテーション体制の充実を統合】
(3)リハビリテーション体制の充実		
基本目標5 子どもの健やかな成長の支援		基本目標5 子どもの健やかな成長の支援
(1)療育体制の充実		(1)療育の充実
(2)特別支援教育等の充実		(2)特別支援教育等の充実
基本目標6 安心して暮らせる地域づくり		基本目標6 安心して暮らせる地域づくり
(1)福祉のまちづくり(バリアフリー化)		(1)安心して暮らせる環境の整備【旧(1)(2)を統合】
(2)安心して暮らせる住まいの場の確保		(2)防災・防犯対策
(3)防災・防犯対策		
(4)地域福祉の推進		
基本目標7 社会参加の促進		基本目標7 社会参加の促進
(1)参画と協働の取り組み		(1)参画と協働の取り組み
(2)スポーツ・文化活動の促進		(2)スポーツ・文化活動の促進
(3)余暇活動の場の確保		(3)余暇活動の場の確保
第4期障がい福祉計画（総合支援法）		第5期障がい福祉計画、第1期障がい児福祉計画（総合支援法、児童福祉法）
第4章 地域生活または一般就労への移行の数値目標		第4章 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標の設定
1 福祉施設の入所者の地域生活への移行		1 福祉施設の入所者の地域生活への移行
2 入院中の精神障害者の地域生活への移行		2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
3 地域生活支援拠点等の整備		3 地域生活支援拠点等の整備
4 福祉施設から一般就労への移行		4 福祉施設から一般就労への移行
5 その他の取組(独自部分)		5 障害児支援の提供体制の整備等
第5章 障害福祉サービス等の見込量と今後の方策		第5章 障害福祉サービス等の見込量と今後の方策
1 訪問系サービス		1 訪問系サービス
(1)居宅介護		(1)居宅介護
(2)重度訪問介護		(2)重度訪問介護
(3)同行援護		(3)同行援護
(4)行動援護		(4)行動援護
(5)重度障害者等包括支援		(5)重度障害者等包括支援
2 日中活動系サービス		2 日中活動系サービス
(1)生活介護		(1)生活介護
(2)自立訓練(機能訓練)		(2)自立訓練(機能訓練)
(3)自立訓練(生活訓練)		(3)自立訓練(生活訓練)
(4)就労移行支援		(4)就労移行支援
(5)就労継続支援A型		(5)就労継続支援A型
(6)就労継続支援B型		(6)就労継続支援B型
(7)療養介護		(7)就労定着支援【新規】
(8)短期入所(ショートステイ)		(8)療養介護
3 居住系サービス		(9)短期入所(ショートステイ)
(1)共同生活援助(グループホーム)		3 居住系サービス
(2)施設入所支援		(1)自立生活援助【新規】
4 相談支援		(2)共同生活援助(グループホーム)
(1)計画相談支援		(3)施設入所支援
(2)地域移行支援		4 相談支援
(3)地域定着支援		(1)計画相談支援
5 障がいのある子どもに対するサービス		(2)地域移行支援
(1)障害児通所支援		(3)地域定着支援
①放課後等デイサービス		第6章 障がいのある子どもに対するサービスの見込量と今後の方策【障がい児福祉計画】
②児童発達支援		1 障害児通所支援
③保育所等訪問支援		(1)放課後等デイサービス
(2)障害児相談支援		(2)児童発達支援
第6章 地域生活支援事業の実施に関する事項		(3)医療型児童発達支援
1 理解促進研修・啓発事業		(4)保育所等訪問支援
2 自発的活動支援事業		(5)居宅訪問型児童発達支援【新規】
3 相談支援事業		2 障害児相談支援
4 成年後見制度利用支援事業		(1)障害児相談支援
5 成年後見制度法人後見支援事業		(2)医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置【新規】
6 意思疎通支援事業		第7章 地域生活支援事業の実施に関する事項
7 手話奉仕員養成研修事業		1 理解促進研修・啓発事業
8 日常生活用具給付等事業		2 自発的活動支援事業
9 移動支援事業		3 相談支援事業
10 地域活動支援センター		4 成年後見制度利用支援事業
11 その他の事業		5 成年後見制度法人後見支援事業
		6 意思疎通支援事業
		7 手話奉仕員養成研修事業
		8 日常生活用具給付等事業
		9 移動支援事業
		10 地域活動支援センター
		11 その他の事業

地域福祉計画と整合

相談は一般就労支援に含まれるため統合

医療とリハを一体的に

福祉のまちづくりと住まいの場の確保を一体的に

新規項目

新規項目

新規項目

新規項目

障がい児福祉計画部分

新規項目

新規項目